第175号
発行所
福岡県遠賀郡水巻町役場
発行者 西尾 司
責任者 大臣 寿丸
編集人 今井 久之
印刷所
冷牟田印刷合資会社
昭和36年6月1日

広報 水巻

身体障害者は無料

NHKラジオの受信料

NHKではラジオ受信料を免除する人の範囲を広げました。今までは盲人でも貧困の人たちが受信料がいらなかったものですが、これからは盲人であれば貧富の別なく無料になります。

さらに身体障害者手帳を持っている人（耳の遠い人、手足の不自由な人など）で、生活保護世帯は勿論のことこれに準ずる世帯にも受信料を免除されます。

免除申請の証明は役場で

こうした方は、役場民生課（窓口❶）に身体障害者手帳をみせて「ラジオ放送受信料免除申請書」（用紙は役場で作ります）に町長の証明をもらってNHKに提出するとラジオ受信料は無料になります。

水防の実施要領きまる

福岡管区気象台は「ことし（三十八年）の大水害をもたらしたと同じような梅雨前線活動する気配がある」という梅雨予想を発表しています。

町ではこうした水害にそなえての「三十六年度水防実施要領」をつくりあげました。

もちろん水害をふせぐには危険河川の補修を完全にしなければなりませんし、県や他の河川の浚渫、堤防の補修をやっています。

しかし異常な大雨になると、警戒を要する区域がきまってあることは否定できません。

水防実施要領はまず雨によって水位が上がったときの河川の警戒や防ぎょ、万一水害がおこったときの避難、救助などについて決めています。

なかでもみなさんが知っていただきたいことは次のとおりです。

水防信号

第一信号（警戒水位になったことを知らせる）
鐘のとき ●休止●休止●
サイレン 5秒 5秒
のとき 15秒 15秒
○休止 ○休止

第二信号（消防団員出動）
鐘のとき ●●●●
サイレン 5秒 6秒
のとき ○休止 ○休止

第三信号（水防応援出動）
鐘のとき ●●●●●●
サイレン ●10秒
のとき ○休止 5秒 ●10秒
○休止 5秒
○10秒

第四号信号（避難を知らせる）
鐘のとき 乱打
サイレン 1分
のとき ○休止 5秒 1分
○休止 5秒

退避信号があったときの避難場所

○伊佐座、下二、下二町住と頃末の一部は頃末小学校。
○二、二町住は八幡神社附近の高地。
○吉田一は一磯山神社高地。
○吉田二は妙楽寺。
○吉田三は河守神社附近高地。
○頃末は頃末小学校 ほか 附近高地。
○杁和小学校ほか附近高地。
○古賀は附近高地。
○新高街は山神社附近高地。
○樋口は卯月および赤水。
○猪熊は高見神社。
※社宅関係の退避計画は会社で計画されます。

福祉年金を受けている人は

六月三十日までに届出を

七十才以上の人、身体障害者、母子家庭の人で、今まで福祉年金をもらい、さらにことしの五月分からの福祉年金をもらう人は、六月三十日までに所得状況届（年金証書）と、民生課（窓口❷）にだして下さい。まだ四月分までの年金を受け取ってない人は早く指定の郵便局で受けとり手続きをして下さい。

▽注意△
この手続きをしないと九月の年金支給のときに年金をもらえませんのでご注意下さい。

なお所得制限は昨年と同じように本人の所得、配偶者の所得、扶養義務者の所得が規定以上あると支給停止になります。

しかし国民年金法が改正されて次の人には制限がゆるめられますから、届出のときに該当するかどうか名乗って下さい。

▽本人の所得制限について△
年金をうける本人の所得が、基準額十三円に子など一人につき一万五千円を加えた金額よりも多ければ支給停止になります。

ここでいう子などとは年金をうける本人、またはその配偶者の子、孫、弟妹である人で、年金をうけることによって生計をそなえてもらっている、義務教育終了前までの者といいます。（ただしこれらの人は本人またはその配偶者の子だけでした）

▽生計をともにしている親族の所得制限について△
母子福祉年金をうける本人が、二十五才以上の子と生計をともにしているときの支給停止を廃止して、母子福祉年金をうける人または夫の義務教育を終了した子、生計をともにしているとき、その子の前年における所得が規定以上の所得をこえると支給停止になる見込みです。

関係ある人
①七十才以上の人
②身体障害者
③母子家庭の人

話し合いをすすめよう

健康で愉快にくらすために

「カとハエのいない実践運動」を始めてから三カ月めをかえることになりました。いまでは各地区に「環境衛生委員会」といった組織もできて、サナギ、ゴキブリ退治もすんでいるようですが、なかには形だけにとどまっているところもあるようです。

これは町の指導が十分でないためと反省もしていますし、より一歩前進するための指導計画をたてています。

◇…　◇…

近年、少人数のグループで身近かなことを速度なく話し、大せいの意見をきいたり、のべたりする「話し合い」ということを多く聞きます。また公明選挙運動で経験のかたもありましょう。

隣組の常会、公民館、婦人会の集会のときにちょっとの時間を さいて「うちではよく病人がでる」「地区別病類統計表」をつくるのはなぜなろう」とか「薬をっている。

まくのにハエがいっこうにへらない」といった身近かな話題をみんなで話し合うのはいかがなものでしょうか。もちろん家族だけでもけっこうなことです。

町でも〇〇地区の家庭には、こういった種類の病気が多いとかがわ むかえます。一人、二戸だけでは病気を通いだし健康で愉快な町にすることはできません。みんなで「話し合い」みんなで一歩く」ことで病気追放に努力したいものです。

〈経営の合理化に主力〉

―商会第一回通常総代会から

商工会が法制化されてから始めての通常総代会を去る四月十五日に開催し、三十六年度の事業計画や役員を次のとおり決めました。

▽会長：奥川正雄・副会長：鈴木稀雄、本田信人・理事：林康夫、池田忠一、田中秀雄、浦田重夫、松川政敏、久保木誠、桑村金蔵、桑野国洪、末岡金市、茂田茂、藤道亮、石橋利夫、石井政義、峰一郎次、三好芳太郎・監事：徳永光夫、白石政雄

▽町長表彰を受けた人たち△
①商工業振興と経営指導対策（経営改善普及員による個々相談と指導、情報資料の収集、講習会の開催、新駅設置にともなう都市計画の推進、商店街形成の総合診断など）
②税務対策（青色申告別行激化、税務簿記の指導会）
③金融対策（国民金融公庫の融資あっせん、信用保証協会の利用促進、金融と談会の実施）
④福利厚生対策（火災共済事業の利用促進、退職金共済制度の普及退休制の促進と余暇善用行事の実施）

▽新三役の顔ぶれ△
会長：奥川正雄・副会長：鈴木稀雄、本田信人・理事：林康夫、池田忠一、田中秀雄、浦田重夫、松川政敏、久保木誠、桑村金蔵、桑原広衛・監事：徳永光夫

視聴覚教育

技術者講習会の案内

▽開催日　六月十日・十一日
▽場　所　町民会館
▽申込み　当日までに教育委員会 事務局（後〇四〇三）
※受講者には16ミリ映写機の操作免許を交付します。

一泊二日で 青年研修会

（第四回青研集会をかねて）
とき　六月一七日（二八時）から一八日（二六時）まで
ところ　県立八幡野営訓練所（皿倉山中腹）
助言者　稲毛義広（野営訓練所指導主事）
松丸成政（県教育庁遠賀出張所指導主事）
吉田東（町教育主事）
主催　町青年団体協議会
共賛　郡内各青年団
後援　町教育委員会

税務相談所（臨時）の開設ご案内

▽とき・ところ
6月2日（10時～16時）若松商工会議所・6月7日（11時～16時）芦屋町役場及び中間商工会議所
△税に対する不平不満はもちろん税務全般の質疑に福岡国税局協議団小倉支部協議官がお答えします。

来年一月一日からメートル系以外の計量器は使えません

メートル系目盛付計量器（併用目盛計量器）は、ことしの十二月三十一日まで使用できますが、来年一月一日からはメートル法完全実施になるため使用できません。

現在でこうした併用目盛計量器を使っている方は、できるだけ早くメートル法のみの計量器に切り替えるか、メートル系以外の目盛を消すようにしてください。

今からはまだ大分月間もあるにはありますが、県や町では使用禁止期におけう混乱がないよう早めの切り替えを強く望んでいます。

ありがとうございました 社会福祉協議会への寄附

◇河◇川◇を◇守◇ろ◇う◇

梅雨期をひかえ五月中は河川愛護運動月間です。次のことは私たちの公衆道徳として守るようにしたいものです。

▼河岸をこわしたり、水の流れを妨げたりしないこと。
▼河川敷を無断で耕して菜などを栽培したり、芝草を取ったり家畜類を放したりしないこと。
▼河川に土、石、ゴミなどを捨てないこと。
▼堤防に杭木を打ち込んだり、むやみに穴を降りしないこと。
▼山林を荒らしないこと。
▼河川附近の開こん、掘さく、樹木の伐採、石の採取などは十分注意すること。
▼堤防の法面が崩れているときは良質の土で補足して、ていねいに固めて張りぎすること。
▼河川に汚濁水を流さないこと。

佐藤 定臣さん（梅木区）
・故大谷 茂行さん（二町住）
・故末永 卯平さん
・故大谷 秋子さん（二町住）
・故末永 ヤエさん（吉田二）
・故葉原 広衛さん
・故葉原 静子さん（吉田二）
・故末永 茂さん（吉田二）
・故末永 栄吉さん
・故保田清子さん
・故保田 ヤエさん（桜ケ丘）
・故保田 栄一さん（桜ケ丘）
・故保田

農業基本法とは

話し合いのための資料

☆…… 農業基本法が全国農民の注視のうちに白熱化した論戦をもって4月29日衆議 ……☆
☆…… 院を通過しました。 ……☆
☆…… この法律は3、4年来「農産物の消費構造の変化」と「他産業への労働力移 ……☆
☆…… 動」とによって「曲り角」にあるわが国の農業に、今後のすすむべきみちを ……☆
☆…… 方向づけ農村に豊かな生活をもたらそうというのがねらいで「農業憲法」と ……☆
☆…… もいわれています。ではその背景や仕組みは一体どうなのか。今月号から全 ……☆
☆…… 国農業会議所、農林省などの発行資料によってみなさんとともに研究してい ……☆
☆…… きたい思います。なお巻頭、公民館、その他集会の折りの「話し合い」の ……☆
☆…… 資料にしていただければ幸せです。 ……☆
☆…… 〈注〉ここで「農基法」というのは「農業基本法」を略したものです。 ……☆

農基法ができるまで

わが国の農業の姿

声は農民から起った

農業関係の法律は山ほどあり、新らしく法律ができるからといって別に珍らしがることはありませんが「今後の日本農業の方向を指し示すものになるだろうことと、下からの働く農民の盛り上がる要求として積み上げられてきたことに特徴があることを農業会議所は評価しています。

生産が好調なのに生活水準が低い

農作というのにいっこうにゆとこそ具合はよくならない。どこかに手ぎわがあるのでないか。こうした話題が世論となり「農業をどうするか」という法の必要性がたかまり、昭和三十二年末全国農業会議所、全国農業委員代表者会議で「農業基本法の制定促進に関する決議」がされたものです。

農業生産は戦前の水準を三割も上廻る好調ぶりを示していながら、三、四年来のわが国の農業化と「他産業への労働移動」であるといわれています。

「農産物の消費構造の変化」とは

国民所得が上昇するにつれて、可食部の比率が高くなるという傾向は、経済の発展段階によって異なるが、一般的にみられる現象です。

動とは、近年他産業への労働力移

戦後の日本の農業生産は戦前の水準を三割も上廻る好調ぶりを示していながら、

他産業の発展にくらべると非常に遅れているということです。

一時は農家の方がよかったのに、近年では農業よりも勤労者の生活水準が高くかなりの差があるといわれるようになりました。

ではその原因は何でしょうか。いろいろとありましょうが、大きくわけると「農産物の消費構造の変化」と「他産業への労働移動」であるといわれています。

「農産物の消費構造の変化」とは

国民所得が上昇するにつれて、可食部の比率が高くなるという傾向は、経済の発展段階によって異なるが、一般的にみられる現象です。

動とは、近年他産業への労働力移

戦後の日本の農業生産は戦前の水準を三割も上廻る好調ぶりを示していながら、

粉質の食糧の需要が少くなり、畜産物、果実、高級な菜ないし成長によって労働力の必要度が増え、農業人口が減りつつあるということです。

このことについて政府は「農業人口が減り他産業の発展により労働力が移動することは先進国の例にもあるように、経済発展の正常な姿でもあるわけで、過剰人口に悩みむわが国農業にとって基本問題を解決する機構である」という見解を示していますが、一

なのに、生産量は横ばいなのはどうしたことか。

簡単にいうと

農基法がどんなものかを一口でいうことはむつかしいが「国が発展するためには農業のはたす役割も重要であり欠くことができないので、国が責任をもって助長しなければならない」という解釈がされています。

ところが、これが米作中心のわが国農業に深刻な影響を投げかけています。需要の変化に応じての畜産、そ菜、果実で方向をかえていく適地適産が叫ばれるようになりましたが、需給や値段の不安定

こうした変化は進諸国の食糧消費構造をみてもいえます。

農業の向うべき基本をしめす

農基法は目的というものが「前文」という形であり、六章三十条の法文でできています。

（注）日本で前文のある法律は、憲法と教育基本法についてこれが三つ。

また農基法はあくまで農業の向うべき基本をしめしたものですから、細かい具体的な政策を全部折りこんでは居ません。

たとえば、政府が必要な財政上の処置なり適正な資金を融通しなければならないということが書いてあるが、どのような金利でどのくらいの期間のものを融通し、貸すのかということは書いてはいないのです。

そこで細かいことをきめる法律は「農基法」の精神にもとづいてこれからできることになります。

なのに、せっかく将来のことを考えての経営をかえることができずゆくゆくなんとか方針を示してくれという要求が強まるばかりでした。

他産業への労働力移

次に「他産業への労働力移動とは、近年他産業の目ざましい成長によって労働力の必要度が増え、農業人口が減りつつあるということです。

農業の向うべき基本をしめす

農基法は目的というものが「前文」という形であり、六章三十条の法文でできています。

（注）日本で前文のある法律は、憲法と教育基本法についてこれが三つ。

また農基法はあくまで農業の向うべき基本をしめしたものですから、細かい具体的な政策を全部折りこんでは居ません。

たとえば、政府が必要な財政上の処置なり適正な資金を融通しなければならないということが書いてあるが、どのような金利でどのくらいの期間のものを融通し、貸すのかということは書いてはいないのです。

そこで細かいことをきめる法律は「農基法」の精神にもとづいてこれからできることになります